

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条第1号中「京都市御射山自転車等駐車場」の右に「、京都市西大路駅北自転車駐車場」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(入退場時間)

第2条 条例第3条第2項に規定する別に定める自転車等駐車場の入退場時間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

別表中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表(1)の項中「京都市御射山自転車等駐車場」の右に「、京都市西大路駅北自転車駐車場」を加え、同表(3)の項中「京都市西大路駅北自転車駐車場、」を削る。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)